補助金制度論考

関東裏研研修旅行委員長 川澄昂太郎 2020年4月5日(日)

0. 前提

主催者への不信感や参加費の不透明感を払拭するためには、明確なキャンセル期限の設定と補助金の有無の早期確定が必要である。大前提として、補助金の有無はホテルや交通手段、施設等のキャンセル料が発生する前に確定しなくてはならない。

1. 問題の解明

- 0 研修旅行への参加不参加はいついかなる場合でも各人の自由であるべきである。
- 1 補助金の有無は募集締め切り前に確定する必要がある。
- 1-1 補助金支給は研修旅行の大きな魅力の一つであるため。
- 1-2 補助金の有無によって参加費が1万円程度変わることから、補助金の有無がはっ きりしないと非常に参加を表明しづらいため。
- 2 補助金の有無を確定するためには、ある時点でキャンセルを禁止する必要がある。 以後、補助金の有無の確定を目的としたキャンセル期限を**補助金キャンセル期限** と呼び、ホテルや交通手段、施設等のキャンセル料が発生しない期限を**予約キャンセル期限**と呼ぶ。
- 3 補助金キャンセル期限を設定したところで実際には何らかの理由でキャンセルを したい人は出てくる。0と反しないためにはキャンセルする方法がなくてはならな い。
- 4 しかしそれでは結局補助金有無を確定できないので、何らかの新しい補助金制度 を導入する必要がある。
- 5 そこで、「補助金キャンセル期限時点で参加人数が補助金支給の条件を超えていた 場合、その後キャンセルが発生して参加人数が補助金支給の条件を下回っても補 助金を支給する。」という制度が考えられる。
- 6 総本部がこの制度を承認するためには、正当な理由以外のキャンセルはできない ような仕組みを作らねばならない。
- 7 しかしこれは0と矛盾する。
- 8 従って5を諦める必要がある。
- 9 代わりの制度案としては、「**3 割を上限として、参加人数に比例した補助金を支給する。ただし、参加人数が20人のとき補助金は3割とする。**|というものがある。

- 10 これが承認されれば問題は解決する。補助金キャンセル期限も必要ない。
- 11 9 が承認されなかった場合、総本部が 5 の制度を承認するには、正当でない理由の キャンセルを極力少なくする必要がある。
- 12 補助金キャンセル期限後に正当でない理由でキャンセルしようとする人がキャン セルを思いとどまるに十分高いキャンセル料を請求する。
- 12-1 補助金キャンセル期限後予約キャンセル期限前にキャンセルした人に対しては本来何らの請求もできない。
- 12-1-1 補助金をあてにして参加した人が補助金なしが確定してからもキャンセルできる ためには、補助金キャンセル期限は予約キャンセル期限よりも前に設定しなくて はならないため。
- 12-2 しかしそれでは実質補助金キャンセル期限は効力を持たず、キャンセルした人の 友人などもキャンセルする可能性や、相当の理由があったにも関わらずキャンセ ルを控えた人から苦情がくる可能性がある。
- 12-3 0 に反しないためにもキャンセル料を払ってキャンセルするという方法があった 方がよい。
- 12-4 補助金キャンセル期限後の身内の不幸等の理由によるキャンセルが原因となって 補助金支給がなくならないような制度を総本部に提案する。
- 12-5 キャンセル料を請求する合理的な理由や徴収したキャンセル料の取り扱いが問題となる。
- 13 総本部が 5 の制度を承認した場合、補助金キャンセル期限後予約キャンセル期限 前のキャンセルは何らの損失ももたらさないのでキャンセル料を請求する合理的 な理由が危うくなる。
- 14 総本部が 5 の制度を承認しなかった場合、キャンセルしたことにより、参加人数が補助金支給の条件を下回り、補助金が支給されなくなる可能性がある。この場合は実際の損失が生じるのでキャンセル料を請求する理由はある。
- 14-1 参加費が変わってはならないので、補助金キャンセル期限後のキャンセル者は補助金総額をキャンセル人数で割った額をキャンセル料として負担する。
- 15 キャンセル料が補助金を考慮しない純費用よりも高くなる場合がある。
- 16 これは論外なので総本部は5の制度を承認しなければならない。

2. 総本部との交渉方針

一度 5 の制度を打診して総本部が 6 のようなことを言わずに承認しそうだったらそれでよい。言及されたら 9 の制度を提案し、それでも承認しなければ、キャンセル料などの対策を加えて再度 5 の制度を提案するのが最適か?